

教員免許更新制 Q&A

※本 Q&A は福岡県教育委員会を免許管理者とする方を想定したものです。

- 1 平成21年の3月までに免許状の授与を受けた人は、いつまでに更新講習を受けなければならないのですか？
- 2 教員免許を持っている実習助手は更新講習を受講できますか？
同様に、幼稚園教諭の免許を持つ保育所の保育士は更新講習を受講できますか？
- 3 現在教員の職についておらず、教職の採用予定がないのですが、更新はできますか？
また、急に教員の採用が内定した場合、どのように対応すればよいのですか？
- 4 免許管理者の修了確認とはどのように行われるのですか？
- 5 免許状更新講習の受講免除を受けることができるのはどのような場合ですか？
- 6 受講免除の申請はいつ行ってもよいのですか？
- 7 特別支援学校教諭免許状に、特別支援教育領域を追加した場合、修了確認期限の延期は認められますか？
- 8 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍しているのですが、修了確認期限を延期することは可能ですか？
- 9 やむを得ない事由により、修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？
- 10 免許状を紛失しているのですが、更新することができますか？
- 11 更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか？
- 12 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項（18時間以上）」は自分の勤務する学校の種類、担当する教科に応じた講習を選ばなければならないのですか？
- 13 免許状更新講習はどこで開設され、また受講の申し込みはどこにすればよいのですか？
- 14 過去に教員として勤務しており、新たに教員として勤務することを希望しているのですが、どこに更新講習の受講対象者であることを証明してもらえばよいのですか？
- 15 通信教育により更新講習を受講したいのですが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか？
- 16 初めて更新の手続を行うのですが、申請には何が必要ですか？
- 17 申請書類はどこに提出すればよいのですか？

1 平成21年の3月までに免許状の授与を受けた人は、いつまでに更新講習を受けなければならないのですか？

旧免許状を授与された方は、免許状に有効期間が定められていません。代わりに一人一人に修了確認期限が設定されています。文部科学省や、福岡県の教職員課のホームページ等で、自らの修了確認期限を確認し、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに、免許状更新講習を30時間以上受講・修了し、申請の手続きを行ってください。

また、旧免許状を授与された方は、平成21年4月1日以降に新たに授与された免許状にも有効期限は定められません。

2 教員免許を持っている実習助手は更新講習を受講できますか？

同様に、幼稚園教諭の免許を持つ保育所の保育士は更新講習を受講できますか？

実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び養護職員は、受講義務が課せられていません。しかし、日頃の職務遂行に当たり、教諭等と連携しつつ幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わることに鑑み、教員免許状を持っている方については、更新講習を受講することができます。

幼稚園教諭免許状を所持する方で、認定こども園で保育士として勤務している場合や、勤務する保育所の設置者が幼稚園も運営している場合は、講習の受講が認められます。

3 現在教員の職についておらず、教職の採用予定がないのですが、更新はできますか？また、急に教員の採用が内定した場合、どのように対応すればよいのですか？

免許状更新講習は、現職教員、教員採用内定者、臨時任用教員リスト登載（講師登録）者、過去に教員として勤務した経験のある方等を対象としています。過去に教員として勤務したことがなく、教員として勤務する予定のない方は更新講習を受けることはできません。ただし、教職員として採用が内定した場合、最初の修了確認期限を過ぎていれば、採用の日までに更新講習を受講・修了して、福岡県教育委員会の修了確認を受ける必要があります。

4 免許管理者の修了確認とはどのように行われるのですか？

免許状更新講習を受講・修了した方は、更新講習を開設する大学等が発行する更新講習の修了証明書を添えて、福岡県教育委員会に申請します。申請を受けて、教育委員会は修了証明書の記載内容が基準に適合しているか確認を行い、それをもとに更新確認を行い、その証明書を発行します。証明書は申請の1～2ヶ月後にお手元に届きます。

5 免許状更新講習の受講免除を受けることができるのはどのような場合ですか？

福岡県教育委員会に申請を行うことで、免許状更新講習の受講が免除されるのは、

- ① 教員を指導する立場にある者（免除認定の申請時点でこれらの職にある者）
 - ・ 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者
 - ・ 免許状更新講習の講師（修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に免許状更新講習の講師となった者）
- ② 優秀教員表彰受賞者
文部科学大臣、都道府県又は指定都市教育委員会等が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が顕著である者に対するものであって、福岡県教育委員会が指定するものを受賞した者（当該表彰を受けた日が修了確認期限までの10年の期間内であることが必要）
- ③ 平成20年度に予備講習を履修した者（ただし、予備講習で30時間以上、又は更新講習とあわせて30時間以上受講している者）
となっています。

6 受講免除の申請はいつ行ってもよいのですか？

更新講習の受講免除の申請は、各自の修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに行わなければなりません。免除対象者に該当しても、免除認定の申請をしなかった場合、修了確認期限後に免許状は失効します。必ず免除認定の申請を行ってください。

7 特別支援学校教諭免許状に、特別支援教育領域を追加した場合、修了確認期限の延期は認められますか？

旧免許状を取得した方で、修了確認期限までの10年以内に最新の免許状の授与を受けている場合、修了確認期限の延期が認められます。しかし、特別支援学校教諭免許状について、新たに特別支援教育領域を追加した場合は、免許の「授与」ではないため、修了確認期限の延期は認められません。

8 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍しているのですが、修了確認期限を延期することは可能ですか？

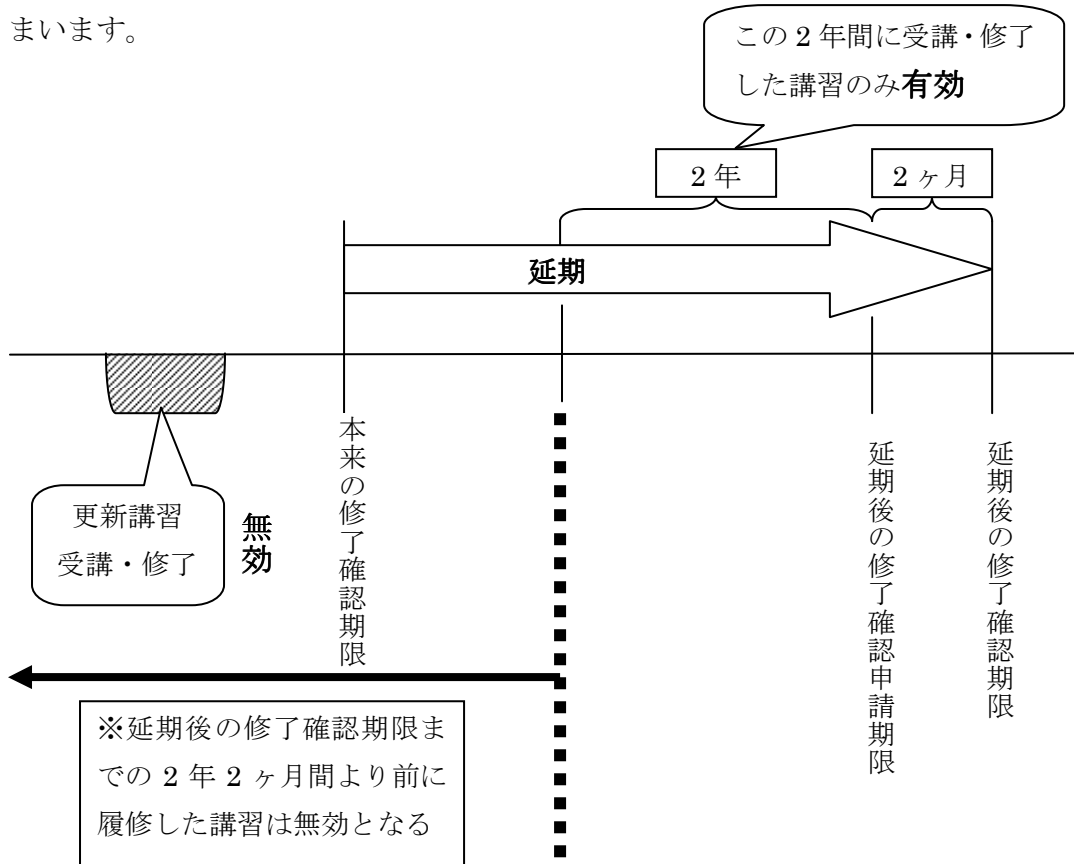
延期可能な事由に該当するため、福岡県教育委員会に申請を行い、認められれば修了確認期限を延期することが可能です。

その他やむを得ない事由として、病気休暇や産前産後休業・育児休業・介護休業、自然災害により交通が困難であること、海外の教育施設で教育に従事していること等が挙げられます。

9 やむを得ない事由により、修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？

やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、その後の事情の変化により免許状更新講習を受講できるようになった場合には、そのやむを得ない事由のある期間中に受講することも不可能ではありません。

ただし、更新講習修了確認に活用できるのは、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に修了した講習のみですから、やむを得ない事由がなくなった日から2年2ヶ月後まで延期している場合、受講しても活用できないこととなります。



10 免許状を紛失しているのですが、更新することができますか？

福岡県教育委員会に更新手続を行う際、免許状（写し）が必要となります。ただし免許状を紛失した場合でも、各授与権者が発行する授与証明書を添えて申請することにより、免許状の更新手続が可能です。授与証明書の申請については各授与権者（都道府県教育委員会）のホームページ等を参照ください。

11 更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか？

現職教員等が修了確認期限までに更新講習の修了認定試験に合格せずに各講習の履修認定が受けられず、申請手続ができなかった場合、教員免許が失効し、教員の職を失うこととなります。ただし、たとえある更新講習において履修認定がされなかった場合でも、2年間の受講期間内であれば、何度でも別の更新講習を受講することができます。

12 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項（18時間以上）」は自分の勤務する学校の種類、担当する教科に応じた講習を選ばなければならないのですか？

教諭（特別支援学校教諭を含む）の職にある方は、学校種及び教科種に関わらず、教諭を対象とした講習を修了すれば更新講習修了認定を受けることができますが、主に用いている又は用いることとなると考えられる免許状に対応した免許状更新講習を受講することが望まれます。

また、養護教諭の職にある方は養護教諭を、栄養教諭の職にある方は栄養教諭を受講対象とする更新講習を受講していただくことが必要です。

もし養護教諭の職にある方が教諭のみを対象とした講習を受講しても、更新講習の修了認定のための単位とはなりません。

13 免許状更新講習はどこで開設され、また受講の申し込みはどこにすればよいのですか？

免許状更新講習は大学を中心に開設されます。各自で直接大学等に申し込み、受講料を支払うこととなります。開設される講習の情報は各大学、福岡県の教職員課、文部科学省のホームページ等を確認してください。また、更新講習はどの地域で、どの大学等で受講しても構いません。

14 過去に教員として勤務しており、新たに教員として勤務することを希望しているのですが、どこに更新講習の受講対象者であることを証明してもらえばよいのですか？

更新講習を受講するには、自らが受講対象者であることを証明してもらう必要があります。過去に教員として勤務していた方は任命又は雇用していた者（県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人等）に（下記例を参照）、新たに教員になろうとする方は、講師登録を行った先の各教育委員会、各教育事務所、各学校法人に証明を行ってもらう必要があります。

（例：過去教員として勤務した方の証明者）

政令市立学校に勤務していた方→政令市教育委員会

市町村立学校（政令市を除く）に県費負担教職員として勤務していた方
→管轄の教育事務所

15 通信教育により更新講習を受講したいのですが、通信教育の受講のみで修了認定が可能ですか？

更新講習を受講すること自体は通信や放送のみでも可能ですが、修了認定試験については基本的に試験会場で受験することになります。（ただし、一部の大学では本人の顔の画像及び声紋等による本人確認を行って、試験会場以外での修了認定試験を行う場合もあります。）

16 初めて更新の手続を行うのですが、申請には何が必要ですか？

教員免許更新制による申請手続には、「更新講習修了確認」「更新講習の免除認定」「修了確認期限の延期」の3つが考えられます。それぞれ次のものがが必要です。

I. 更新講習修了確認

- ① 更新講習修了確認申請書
- ② 所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
- ③ 「免許状更新講習修了証明書」又は「免許状更新講習履修証明書」
- ④ 福岡県領収証紙納付書（3, 300円分の福岡県領収証紙貼付）

II. 更新講習の免除認定

- ① 免許状更新講習免除申請書
- ② 所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
- ③ 表彰状の写し（表彰を受けたことによる申請の場合）
- ④ 福岡県領収証紙納付書（3, 300円分の福岡県領収証紙貼付）
- ⑤

Ⅲ. 修了確認期限の延期

- ① 修了確認期限延期申請書
- ② 所持するすべての免許状の写し（又は授与権者発行の「授与証明書」原本）
- ③ 延期事由があることを証する書類（詳細は各学校配布の『教員免許更新制マニュアル』参照）
- ④ 福岡県領収証紙納付書（1, 700円分の福岡県領収証紙貼付）

- * I～Ⅲいずれにおいても、一度でも延期の手続を行ったことのある場合、②の代わりに「修了確認期限延期証明書」が必要です。
- * なお、各申請書は各学校に1部配布しているほか、福岡県の教職員課のホームページからもダウンロード可能です。
- * 福岡県領収証紙の購入については、福岡県ホームページから次のように進んでください。
「トップページ」→「県政情報」→「税金・公売情報」→「領収証紙」
- * 領収証紙を貼付する納付書の台紙（A5判）については、各学校に1部配布しているほか、福岡県の教職員課のホームページからもダウンロード可能です。

17 申請書類はどこに提出すればよいのですか？

各学校に勤務する現職教員の方は、申請書類を揃え、それぞれの学校長に提出してください。学校長から管轄の教育委員会等に提出されることになります。

その他の方は『教員免許更新制マニュアル』（p,51 申請の方法）を参照ください。